



2024年6月11日
第201号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

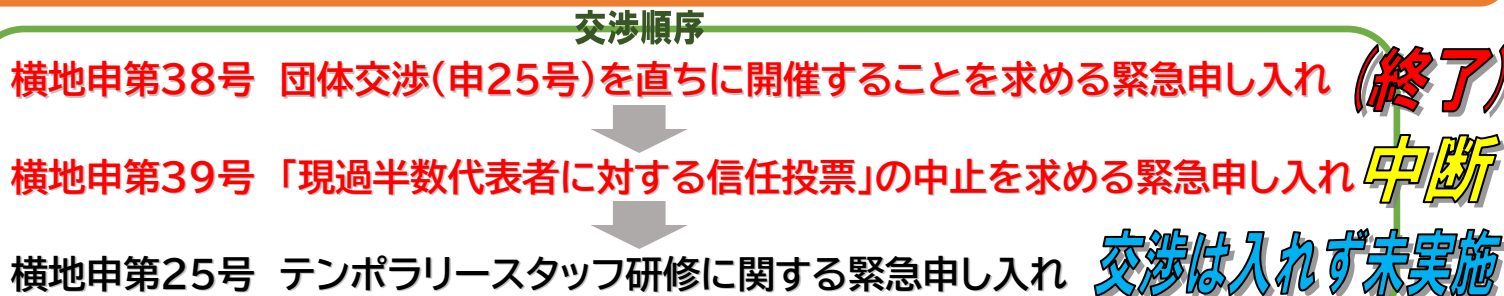
発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

横地申第25号・第38号・第39号団体交渉【速報】

川崎統括センター
テンポラリースタッフ
安全研修関連



※省略しているため実際の申し入れ件名とは異なります

本日6月11日13:00~18:30、横地申第38号、第39号の団体交渉を行いました。第38号では途中約1時間の中断を経て終了、第39号は現在川崎統括センターにて行われている「現過半数代表者に対する信任投票」の中止を求めましたが、会社は中止する考えを再考することなく、交渉は中断で終わっています。

横地申第38号交渉のポイント

組合	会社
横地申第25号緊急申し入れから60日が経過している。これだけ時間がかかった理由は何か。	申し入れを受けて確認すべきことを確認してきた。
何を確認してきたのか。	テンポラリースタッフ研修は誰が関わり、どのような人が対象か。どのような講義内容かの把握。
誰に確認を行ったのか、具体的に答えてもらいたい。	研修の運営側。具体的には、川崎統括センター所長、企画統括、研修担当の副長、シミュレーター担当の主務。運営以外では1名の計5名。5名という数字は厳密ではない。
確認したのは、研修で用いた資料やパワーポイントも含むか。	確認している。
4月12日の申し入れがあって調査・確認しているということが良いか。	申し入れを受けて動いたというより、(過半数代表者)選出手続きを見ていく中で、様々なチャンネルで知得した。
申し入れ前、もっと言うと組合情報が出た4月5日より前に動いていたということか。	労使間の関係においては、4月12日の申し入れを受けて、申25号の内容について確認することとなった。

横地申第39号交渉のポイント

組合	会社
なぜ「信任投票」を実施するのか。	本年3月に実施した川崎統括センターにおける過半数代表者の選出過程において、本年2月に実施されたテンポラリースタッフ研修の管理者による講義内容に、公正性・公平性に疑義が生じかねない状況が確認されたが、本件に関して過半数代表者による不正行為はなく、選出された結果を左右するには至らないものの、本事象の内容を踏まえ、有権者からの信任状況について確認の手续が必要と判断し、過半数代表者に対する信任投票を実施することとした。
「疑義が生じかねない」とはどういう意味か。	研修の中で行う説明内容として適切ではない。それを疑わしいと思う人もいれば、そうでない人もいる。
「疑義」とは何か。	過半数代表者選出において2人の候補者がいて、一方に偏る誘導をする、一方を評価するようなことと捉えられかねないこと。
具体的には、現過半数代表者ではない「組合員」に対し、評価したと捉えられかねないということか。	そうだ。良い意味でも悪い意味でも捉えられかねない。
「疑義」と確認された場合どうなるのか。	再選出となる。
「疑義」の判断は誰が行うのか。	会社が行う。
「不信任」が過半数を超えた場合はどうなるのか？	再選出となる。
現場では「信任投票」の内容が示されていない。	告知(掲示)の通りだ。
「信任投票」は労働者側から求められたものか。	会社の判断だ。
内容が示されない「信任投票」は認められない。中止を求める！！	中止はしない。

労働者の代表が
全て会社の判断!?

5時間議論してきましたが「なぜ信任投票なのか？」は、研修を含めた「一連」において疑義と捉えられかねない問題があったことと、選出手続きだけを切り取って問題ないというダブルスタンダードで到底納得できるものではなく、全てが会社の意向と言わざるを得ません。
JR東労組横浜地本は会社の不正・欺瞞を許さず、引き続き団体交渉で是正を求めていきます!